

とよたSDGsパートナー要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成、持続可能なまちの実現に向けて、豊田市と共に取組等を実施していただける企業・団体等を「とよたSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）」とし、パートナーに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 豊田市とパートナーが、それぞれの有する資源や知見等を生かし、共に目指すSDGsゴールや豊田市の地域課題の解決に向け、連携し、持続可能な取組や活動を推進するとともに、SDGsの普及啓発を図るものである。

(対象)

第3条 SDGs達成に向けて豊田市と連携した取組や活動を実施している（または実施予定がある）企業・団体等

(要件)

第4条 パートナーに応募する企業・団体等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる基本条件及び登録要件の全てを満たすこととする。

(1) 基本条件

豊田市及び多様なステークホルダーとの連携、共働を心掛け、SDGsの普及啓発に取り組むこと

(2) 登録要件

① 目指すゴール（主要ゴール、関連ゴール）が明確である

② 目指すゴール達成に向けて豊田市と連携した取組や活動を実施する
その内容が、豊田市の地域課題の解決に資するものである

③ 取組や活動に付随した「モノ」「コト」「ヒト」が提供できる

「モノ」とは、寄付（金）、商品、景品などの物品、とよたエコポイント発行原資等の提供をいう。

「コト」とは、事業、イベント、研修会、講演会、ボランティア等との実施をいう。

「ヒト」とは、人材、知識、技術、ボランティア派遣等による協力をいう。

(応募方法)

第5条 申請者は、あいち電子申請・届出システムのとよたSDGsパートナー登録申請書に必要事項を入力し、応募することを原則とする。ただし、電子申請が困難な場合は、とよたSDGsパートナー登録申請書（Microsoft Word版）を豊田市未来都市推進課（以下「未来都市推進課」という。）へ提出することで、応募することができる。

(登録)

第6条 申請者から前条に規定する応募があったときは、未来都市推進課が第4条に規定する事項に適合することを確認し、当該申請者をパートナーとして登録するものとする。登録にあたり、必要に応じ、申請者に説明または追加書類の提出を求めることができる。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容(取組・活動内容等含む)に変更が生じたときは、申請者は、未来都市推進課へ速やかに報告し、新たな情報を再登録することとする。

(登録期間)

第8条 パートナーの登録期間は、令和4年度末(西暦2023年3月)までとする。

(取組に関する届出)

第9条 パートナーが取組の実施に伴い、豊田市に協力を求める際は、事前に内容がわかる書類等を未来都市推進課まで届け出ることとする。

(禁止事項)

第10条 パートナーは、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) とよたSDGsパートナーのイメージを損なう、又は正しい理解への妨げとなる活動
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) 「豊田市暴力団排除条例」に反する活動

(ロゴマークの使用及びPR)

第11条 パートナーは、第8条に規定する期間において、とよたSDGsパートナーのロゴマークを無償で使用し、とよたSDGsパートナーとしてPRすることができる。

ただし、ロゴマークの使用及びPRは、第2条に規定する趣旨に沿った取組に限る。

(支援)

第12条 未来都市推進課は、パートナー登録内容や取組実績等をホームページ等において広報するとともに、庁内関係課やパートナー間の調整、研修会やマッチング等の支援を行うこととする。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。